

令和6年度 掛川市市民チャレンジ 公募事業委託実施要領

1. 目的

学生団体や市民活動団体、地縁団体、商店等の柔軟な発想や専門性を基にしたアイデア、ノウハウを生かした活動を行政と協働で行うことにより、より充実した公共サービスの提供や行政だけでは解決が困難な課題へ取り組むなど、多様な主体による豊かな地域づくり、住みよいまちづくりの実現や、市民が様々なことにチャレンジすることを応援し、まちづくり等の活動に積極的に取り組める環境や機運の醸成を図ることを目的としています。

2. 事業形態

市が提示した募集テーマについて、企画提案していただきます。提案していただいた事業を審査させていただき、採択された場合は、委託契約を締結します。

3. 募集テーマ

次の①～⑤のテーマについて、課題解決の手法をご提案ください。

【 】内に記載されている課は、協働先です。

① 若者の市民活動参加促進につながる事業

【生涯学習協働推進課】

■概要

まちづくりは様々な年代の関わりが大切になります。事業を通して若い世代がまちづくりに参加するきっかけとなり、将来にわたってまちづくりにチャレンジする人材育成につながる事業を募集します。

※若い世代…学生とします。

※学生…中学校、高等学校、大学、大学院生、短期大学、専修学校又は専門学校に在籍するもの。

※学生団体が行う事業も対象とします。

② 海岸線の地域資源を活用した賑わい創出につながる事業【観光・シティプロモーション課】

■概要

当市では、令和5年度に「掛川市海岸線地域ビジョン実施計画」を策定し、各種事業を推進しています。近年、モノからコトへ人々の価値観が多様化し、質の高いローカルカルチャーを楽しむ方が増えています。地域資源を活かしたここでしかない体験の提供などにより、地元や来訪者が海岸線地域の魅力に出会い、何度も訪れたいくなるような持続可能なまちづくりにつながる事業を募集します。

③ 掛川の地場産品を使用したメニュー開発によるプロモーション事業

【観光・シティプロモーション課】

■概要

特産品や地場産品を活用した新たなメニューを開発し、シビックプライドの醸成と地場産品の魅力を改めて発信する事業を募集します。

④ 地域（民間）が主体となった子育て支援事業

【こども政策課】

■概要

子育ては家庭内だけでは解決できない課題が多くあります。そこで、地域（民間）が主体となり、地域の資源や民間の知識、能力を活かして実施する子育て支援企画や、既存資源を活用した子育て家庭への居場所を提供する事業を募集します。

⑤ 家庭の子育て力向上につながる事業

【こども政策課】

■概要

安心して子どもを産み、育てられる地域になるために、家庭における教育力や保育力が向上することに寄与する企画や、子育てと仕事の両立ができる環境を作っていくために、男性や祖父母世代の育児参加を啓発する企画を募集します。

※採択は、基準点（70点）を満した事業の中から得点の高い事業の順で予算の範囲内で採択します。

事業の選考方法については、「9. 事業の選考」をご覧ください。

4. 委託上限金額

委託上限額は次のとおりです。受託希望額に対して、満額委託契約できるとは限りません。

○委託上限額 40万円（税込）

※業務遂行上必要があると認めるときは、概算払い（前払い）が可能です。



5. 応募資格対象者

掛川市内に事務所や拠点がある学生団体・市民活動団体・地縁団体・企業を原則とします。ただし、掛川市民を対象とし、掛川市内で実施される事業を行う団体にあつては、この限りではありません。

なお、以下の（１）～（４）のいずれか及び（５）に該当する団体が応募可能です。

（１）市民活動団体

ア 特定非営利活動法人

イ 市民活動を行っている非営利の団体

- ① 5人以上の会員で組織していること
- ② 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号^{※1}に該当すること
- ③ 組織の運営に関する規則（会則等）があること
- ④ 予算・決算を的確に行っていること
- ⑤ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること
- ⑥ 提案に係る事業を的確に遂行できる能力を有すること
- ⑦ その他公の秩序に反する団体でないこと

（２）地縁団体

ア 自治区・地区

イ 地区福祉協議会（地区福祉委員会）

ウ その他市長が認める団体

（３）企業・商店等（営利を目的としないこと）

（４）（１）～（３）の共同事業体

（５）令和5年度から起算して、採択回数が2回以内であること。

（令和5年度から3回採択されている場合は、応募できません。）

※1 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日 法律第7号）第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

6. 事業の要件

対象となる事業は、次の項目の全てに合致する事業とします。

- （１）不特定多数の市民を対象とし、かつ公益性が高いと認められる事業
- （２）特定非営利活動促進法第2条別表^{※2}の範囲内とし、地域課題の解決や市民ニーズの実現を図るための事業
- （３）令和7年3月13日（木）までに終了する事業（単年度事業）

- (4) 原則市内で実施される事業
- (5) 営利、宗教、政治に関わる事業ではないこと
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと
- (7) 事業の内容が違法でないこと
- (8) 予算の見積もりが適正に行われる事業
- (9) 地区住民の交流行事などの親睦イベントなどの事業でないこと
- (10) 既に実施されている市からの委託事業又は補助事業ではないこと
- (11) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受ける事業でないこと。

※2 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日 法律第7号）

第2条別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

7. 対象経費

(1) 事業費

委託金以外の収入として、サービスの受益者から徴収した実費程度の負担金を事業費に充てることができます。その場合、あらかじめその金額を予算書で明らかにしてください。

なお、委託金以外の収入を見込み、不足が生じたときは実施者が負担するものとします。

(2) 対象経費

対象経費は以下の項目とし、事業実施に直接必要となる経費のみとなります。

| 項目 | 内容 | 対象外経費(例) | 備考 |
|----------|---|----------------------------------|------------------------|
| 報償費 | 外部の講師の謝金・お礼品、専門的技能を有する協力者への謝金 | 高額な参加記念品 | |
| 旅費 | 講師等の交通費や宿泊費、講師打合せや調査・研究による経費 ※新幹線を利用する場合は事前にご相談ください。 | スタッフの通勤費、事業に直接関係しないスタッフと参加者の移動経費 | ガソリン代の場合 は37円/km |
| 文具消耗品費 | 事務用品(1個あたり1万円(税抜)以内、原材料費(燃料費等を含む)) | 1個あたり1万円(税抜)を超える事務用品 | |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、パンフレットの印刷費 | | |
| 食糧費 | 講師等の弁当(1個あたり1,000円(税抜)以内)、ワークショップでの茶菓子 | スタッフの弁当、慰労会、酒代 | |
| 通信運搬費 | 事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信料 | 使用金額が特定できない電話・携帯電話料・インターネットの通信費 | |
| 使用料及び賃借料 | 会議室・備品の使用料、車両・機材等の借上料 | 事務所の借上料 | |
| 手数料 | シルバー人材センター手数料、振込手数料、クリーニング代等 | 社会通念上スタッフが行える人的サービス | |
| 保険料 | 参加者や講師等に対する保険料 | 参加者自らが負担すべき保険料 | |
| 人件費 | 事業実施にかかわる必要な人件費 | 事業に関係ない人件費、団体の運営に関する人件費 | 人件費単価、労働時間数がわかるようにすること |
| その他 | その他市長が必要と認める経費 | | 事前にご相談ください。 |

(3) その他

ア 対象経費は事業費を原則とし、団体の運営費は対象としません。

イ 備品資産となるものについては、対象経費としません。

ウ 個人の資格取得や資格の維持にかかる経費は対象としません。

エ 委託金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理してください。事業完了時に確認します。また、帳簿及び書類を、委託契約を締結した年度終了後5年間保管してください。

※領収書に明細がある場合は必ず添付してください。

オ 委託金が余った場合は、返金していただきます。

※変更申請と変更契約が必要になります。

8. 応募方法

次の書類を作成し、生涯学習協働推進課までご提出ください。なお、事業の提案は、1団体につき1件とし、提出された書類は返却しません。

応募する前に必ず当課へ事前相談をしてください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 収支予算書(様式第3号)
- エ 団体概要書(様式第4号)
- オ 団体の定款・規則・会則等
- カ 団体の活動事業がわかるもの(任意)
- キ その他、市長が必要と認めるもの

(2) 提出先

掛川市役所 生涯学習協働推進課 生涯学習推進室 協働推進係（本庁3階）
☎ 436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 TEL 0537-21-1129

(3) 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時まで【必着】

※予算の状況により、二次募集を実施します。

9. 事業の選考

提出された書類を審査し、基準点を満たした事業を採択します。

【選考方法】

選考は、次の評価項目のもと、市が選定した選考委員によって行い、基準点に達した事業を採択候補とします。ただし、複数事業が採択候補となり、予算の都合上採択事業数に限度がある場合は、得点の高い事業の順で採択候補といたします。

また、選考にあたり選考委員によるヒアリングを行う可能性がありますのでご協力ください。

- ※ 選考結果は、後日通知します。
- ※ 事業によっては、「担当課（協働先）の所見」も踏まえ、総合的に選考します。
- ※ 対象経費を審査した結果、要求額に対して減額での採択となる場合もあります。
- ※ 選考に関する書類は原則公開とし、ホームページ等で公開します。

| 評価項目 | 評価ポイント |
|--------------|---|
| ① 課題分析（20点） | ・ 募集テーマを分析し、課題やニーズを的確に捉えているか。 |
| ② 事業効果（20点） | ・ 事業を実施することで募集テーマに対して効果が見込まれるか。 |
| ③ 実現可能性（20点） | ・ 事業スケジュールや収支計画が適正か。 ・ 事業実施体制が整っているか。 |
| ④ 創造性（30点） | ・ 応募団体ならではの発想を生かした新たな視点による事業か。 |
| ⑤ 協働の効果（10点） | ・ 応募団体と市の担当課が担う役割が明確化されているか。 ・ 市と協働することで相乗効果が見込まれる事業か。 |

・ 配点の70点以上で採択となります。

(3) 選考委員

市民活動に関して専門知識を有する者及び掛川市職員の内から7人以内とします。

10. 事業が採択された場合

選考後、採択候補となった事業を提案した団体と市（生涯学習協働推進課、関係課）は、事業内容について協議し、事業内容を確定させます。

確定した事業内容に基づいて、団体と市の役割分担を明確にした上で、委託契約を締結します。

11. 事業実施について

委託契約を締結した団体は、事業計画書、収支予算書に沿って事業を実施してください。

【事業の実施】

- (1) 委託金は、委託事業以外に使用しないでください。
- (2) 事業を周知するためのポスター・チラシの印刷物を作成する場合は、必ず「令和6年度掛川市市民チャレンジ公募事業」であることを、次の記載例のように明記してください。

<記載例>

令和6年度掛川市市民チャレンジ公募事業

- (3) 可能な限り、報道機関への情報提供を行うように努めてください。その場合も、「令和6年度掛川市市民チャレンジ公募事業」であることを必ず明示し、取材の際には必ずその旨を伝えてください。

【事業内容の変更】

事業の内容に変更がある場合や委託金額に変更がある場合は、必ず当課及び担当課に事前に協議の上、以下の書類を再度提出ください。※変更する内容によっては変更契約が必要になります。

- ア 変更企画提案書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他、市が必要と認める書類

【事業終了後】

事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。

- ア 業務完了報告書（様式第6号）
- イ 事業報告書（様式第7号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ 収支決算書に関する領収書等
- オ 写真等（事業に関わる主な場面の写真・パンフレット等の印刷物を作成した場合、その印刷物）
- カ その他市長が必要と認める書類

【情報公開】

採択された事業は、ホームページ等で公表することがあります。

12. 令和5年度採択実績

- 【事業名】 高校生が選ぶ掛川文学賞
【団体】 静岡県立掛川工業高等学校文芸部
【概要】 高校生や図書館、学校が連携し、高校生が文学賞を選考し、読書サミット in 掛川の中心的役割を担い開催することで、子ども読書活動推進の啓発を行う事業。
- 【事業名】 掛川市南部ふれあいマリンスポーツ体験会&掛川 SUP 大会
【団体】 スターボードジャパン株式会社
【概要】 市民に SUP を体験してもらうことで、競技に参加する土台作りや、掛川市民にとって手軽なスポーツとして根付かせ、海岸線の活性化を促すことを目的とした事業。
- 【事業名】 掛川ほんわか俳句大賞
【団体】 掛川ほんわかブッククラブ
【概要】 子どもが親や祖父母とともに、掛川の風景を中心に撮影した写真を題材に、俳句を創出することを通して、家庭における子育て力の向上を目指す事業
- 【事業名】 森林・里山環境を活用した乳幼児と保護者の子育て支援プログラム
【団体】 認定 NPO 法人時ノ寿の森クラブ
【概要】 倉真地域の森林・里山環境を生かした体験プログラムを実施することで、自然体験を通じた乳幼児の健全育成や保護者の心身のケアを目的とした事業

12. 主なスケジュール

- STEP 01 相談及び申請受付期間** 令和6年4月1日(月)開始
申請書提出前にあらかじめ希望日時をお知らせのうえ、当課に相談してください。
-
- STEP 02 提出書類受付期限** ~令和6年5月7日(火)必着
必要書類を揃えたうえ、当課まで提出してください。※期限厳守。
-
- STEP 03 選考期間** 令和6年5月8日(水)~
提出された申請書をもとに選考委員による審査を実施します。
※選考委員によるヒアリングを行う可能性があります
-
- STEP 04 委託先等の決定・契約締結** ~令和6年6月末頃※目安
採択候補となった団体と市は事業内容を協議し、事業内容を確定させます。団体と市の役割を明確にしたうえで、委託契約を締結します。
-
- STEP 05 事業実施・完了・委託金の支払い**~令和7年3月13日(木)まで
・事業計画書及び収支計画書に沿って事業を実施してください。
・業務遂行上必要があると認めるときは、概算払い(前払い)が可能です。
・事業完了後、必要書類をご提出ください。

○この事業に関するお問い合わせ、申し込み先は

〒436-8650

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所協働環境部 生涯学習協働推進課

生涯学習推進室 協働推進係

TEL: 0537-21-1129

FAX: 0537-21-1165

E-mail: kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp

市HP



 掛川市まちづくり協働センター

検索

まちづくり情報を発信中!

あなたの夢、 描いたつづきは 掛川で。



「茶のみやきんじろう」

©掛川市

【参考】SDGs (Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)) 17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

